

インボイス制度への対応について

令和5年10月1日から開始されるインボイス制度について、当財団の対応を下記のとおりお知らせします。

記

1 公益財団法人花と緑の銀行の適格請求書発行事業者登録番号について

当財団では、以下のとおり適格請求書発行事業者への登録を行いました。

<登録番号> T7-2300-0500-7944

2 インボイス制度の実施に伴う請求書の提出について

- ・適格請求書発行事業者に登録されている場合は、以下の項目を記載したインボイスの交付をお願いします。

(1) 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号

(2) 取引年月日（検査完了日又は引渡年月日）

(3) 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）

(4) 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率

(5) 税率ごとに区分した消費税額等

(6) 書類の交付を受ける事業者の名称

- ・公益財団法人花と緑の銀行工事事務提要の様式を使用される場合は、①登録番号、②消費税額、③消費税額を追記してください。詳細はリンクに添付されたファイルをご確認ください。
- ・前払金の請求書には、上記①～③の記入は不要ですが、前払金が発生した工事等の完了時の請求書には、請負代金総額に対する消費税額を記入してください。